

## 令和 7 年度第 21 回都市経営会議 令和 8 年（2026 年）2 月 2 日（月）開催

### 1 令和 7 年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 一覧表 No.29 の財政調整基金について、令和 7 年度当初予算及び 3 月補正後の取崩し額はそれぞれいくらか。また、決算時の取崩し見込み額はいくらか。  
⇒ 令和 7 年度当初予算での取崩し額は 14 億円であった。12 月補正後の取崩し額が 12 億 7,110 万 7 千円であったところ、そこからさらに 2 億 7,127 万 6 千円取崩し額を減額するため、3 月補正では 9 億 9,983 万 1 千円の取崩し予算が残る。  
決算の際に、取崩し額がいくらになるかは現状不明である。
- ・ 一覧表 No.64 の公有財産購入費について、土地開発公社が保有する湯本町の土地を買戻すとのことだが、買戻し後、市は現行のまま駐車場として運用益を得る予定か。  
⇒ 今のところは駐車場のままとする予定である。
- ・ 公社の収入が減り、市の収入が増えることによって、公社の運営に影響はないのか。公社の健全な運営を確保するため、市は公社が行う業務に対し必要な補助金を交付しているが、例えばシステム使用料など公社独自の歳出については、公社が駐車場経営や保有地の貸付けなどを行うことにより確保した財源を充てているかと思う。その点において、市が条件の良い土地から購入してしまうと公社の歳入が減る。結果、公社の運営が厳しくなった際に、市の一般会計からの補助が必要な状況にならないよう、土地の買戻しの際には注意が必要である。
- ・ 買戻す土地は他に考えられなかったのか。  
⇒ 4 点ほど検討したが、湯本町の土地が最善と判断した。
- ・ 一覧表 No.235、236 の障害福祉サービス費給付費について、歳出が増となる一方、歳入が減額されている理由は何か。通常は、障害福祉サービス費給付費を増額した分だけ国・県の負担金として歳入が入ってくるものと思うが、今回、過去に増額した分も含めて減額されているのはなぜか。  
⇒ 異例であるとは思っている。本来なら、国や県から決まった補助率で補助されるところで、厚生労働省の予算を見ると 9 割程度しか予算が確保されていない。
- ・ 過年度精算はあるのか。  
⇒ 翌年度に精算されるものと考えている。

### 2 令和 7 年度宝塚市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

【提 案】 上下水道局

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

### 3 令和7年度宝塚市下水道事業会計補正予算（第2号）について

【提 案】 上下水道局

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 向月町の浸水対策工事について、県との調整により次年度以降になるとのことだが、工事の終期に変更はあるか。今後のスケジュールを教えてください。
- ⇒ 当初予定していたものと工法は変わるが、工事の終期は変わらない。  
具体的には、令和6年度時点で想定していた推進工法では対策工事の実施が困難と判断したため、ミニシールド工法に変更し、当初2期で予定していた工事を1期にまとめて実施することとした。令和8年度に着工し、まずはミニシールド工法で使用するための機械製作を行った上で、翌令和9年度に実際の工事を行い、令和10年度には工事完了となる予定である。
- ・ 向月町の浸水対策工事請負費が3月補正で5億3,000万円の減となっている一方、令和8年度の当初予算では1億円のみが計上されていたかと思う。それはなぜか。
- ⇒ 1億円は、ミニシールド工法で使用するための機械の製作費である。全体の事業費としては、工法変更前が8億7,000万円であったところ、変更後は約11億円となっている。機械製作費を除く約10億円は、令和9年度、10年度にわたる債務負担として予算計上している。

（一括審議）

### 4 市立温泉利用施設のあり方検討における新しい考え方を追加することについて

### 5 宝塚市立温泉利用施設条例を廃止する条例の制定について

【提 案】 産業文化部

【結 果】 議題4・5を一括審議の上、承認

【質疑等】

- ・ 今回、市立温泉利用施設のあり方方針に、新しい考え方である「建物を民間事業者に譲渡することを一旦見送り、市の所有のまま、事業者と土地・建物の賃貸借契約を締結し、温浴事業を展開し、宝塚温泉の文化を後世に継承させる。」を追加し、令和8年度には、施設のリニューアル提案を含めた運営事業者を選定するプロポーザルを実施することのことだが、プロポーザルである以上、事業者が決まるかどうかは分からないし、誰も手を上げない可能性もある。仮に、今回のプロポーザルが上手くいかなかったとしても、何度でもプロポーザルを行い、可能性を追求していくという認識で良いか。
- ⇒ 施設管理条例を廃止するタイミングについては、指摘のような事態が起こり得る可能性もあるため、事前に総務課とも協議を行った。協議では、事業者側にもリスクが生じるため、プロポーザルで自由な提案を求める以上、その時点で市の姿勢を明らかにし

ておく必要があるとの意見があった。指摘の点は、担当部としても重々承知している。

- ・ 設置管理条例を廃止して、公衆浴場法上の用途も廃止することだが、元々の第1優先取組は温浴事業の継続だったかと思う。新たに追加する考え方にも温浴事業の展開がうたわれているが、民間事業者に温浴事業を展開してもらう根拠は何になるのか。仮に、異なる分野の事業を手掛ける事業者から提案があった場合、温浴事業を展開してもらう根拠がないのに、どのような基準で提案を採用しないこととするのか。
- ⇒ 宝塚温泉は1つのコンセプトになるほか、今後も引き続き継承していくべきものと考えている。確かに拘束力はないが、募集の方法に尽きると考えている。
- 仮に、温浴事業のノウハウがない事業者であったとしても、温浴事業を得意とする事業者と組んで提案する方法もあるかと思う。様々な可能性を、様々な企業と探していきたい。いずれにしても、市としては温浴事業を続けていただくという話は必ずしていく。
- ・ 仮に足湯だけするという事業者が現れた場合、そのようなケースも温浴事業の展開と判断するのか。
- 施設管理条例の廃止そのものは賛成である。最初に用途廃止した上で、事業者を選定していけば良いと思う。しかし、選定基準をどのように定め、どう判断していくかは、しっかりとした枠組みを構築しておく必要があると思う。
- ⇒ かつてのサウンディング調査では、建物は解体して別の用途にするものの、温泉文化を守るという意味で足湯だけ残してはどうかという提案があった。選定にあたっては、様々な意見を聴きながら進めていかなければならない。
- ・ 本来、6月末で指定管理期間が終わるのであれば、12月議会で次の指定管理者選定の議案が提出されていなければならない。それが無いなかで、今回の施設管理条例の廃止が提案される。この条例が可決されるにしても、そうでないにしても、いずれにせよ6月末には一度施設を閉めざるを得ない。
- 仮にこの条例が可決されたとしても、その先が認められるかどうかは別の話である。今回、第3優先取組として、今までとは異なる方針を新たに示しているが、中には、これまでの考え方に則ると、次の優先取組は既存建物の活用断念だったはずという意見も出るかと思う。その分、丁寧な説明が必要である。
- ⇒ 温浴事業の展開という主軸は変えずに、普通財産としてするのと、行政財産としてするのと何が違うのかというご指摘もあるかと思う。指定管理である場合、指定管理者選定の議案で議会の関与が可能であるが、普通財産であれば関与が難しくなるかもしれない。今回提案が可決されれば、今後の進め方を改めて検討していきたい。
- ・ 行政財産から普通財産に変更するための条例を3月議会で提案し、可決されれば令和8年度に事業者選定のプロポーザルを行うとのことだが、今回追加された新しい考え方では、民間事業者の提案に基づく施設の大規模修繕にあたっては、その費用のうち、市が実施すべきものは市で負担するとある。その分の予算措置はいつ、どのように行うのか。

⇒ 令和 8 年度にプロポーザルを行う前提で、普通財産に切り替えるための施設管理条例の廃止を行う。併せて、指定管理者選定委員会条例から市立温泉利用施設を削除する手続を行う。

予算については施設の修繕相当分として、各年度 2,600 万円が 10 か年の計算で、計 2 億 6,000 万円を、令和 9 年度から 10 年間の債務負担行為として令和 8 年度当初予算に計上している。3 月議会で可決されれば、その予算をもとに事業者選定の手続を行う。

・ 債務負担の設定も含めて議会の承認が得られれば、速やかに仕様書を固めて事業者選定のプロポーザルをしていくということか。

⇒ そのとおりである。

#### 6 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

#### 7 宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

#### 8 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

・ 新旧対照表について、第 11 条の 7 の見出しに「子の看護等休暇」とあるが、「子又は孫の看護等休暇」という表現の方が分かりやすいのではないか。

⇒ 「子の看護等」の「等」に孫の看護も含めており、原案のままをしたい。

・ 人事院規則に同様の内容があるのか。

⇒ 先に実施している自治体もあるが、人事院規則に準じたものではない。

#### 9 宝塚市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

- 10 宝塚市ふるさとまちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定について  
【提 案】 企画経営部  
【結 果】 承認  
【質疑等】 なし
- 11 宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
【提 案】 固定資産評価審査委員会（企画経営部）  
【結 果】 承認  
【質疑等】 なし
- 12 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
【提 案】 子ども未来部  
【結 果】 承認  
【質疑等】 なし
- 13 宝塚市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
【提 案】 子ども未来部  
【結 果】 承認  
【質疑等】 なし
- 14 宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
【提 案】 子ども未来部  
【結 果】 承認  
【質疑等】 なし
- 15 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
【提 案】 子ども未来部  
【結 果】 承認  
【質疑等】 なし